

新 旧 対 照 表

財政局

(規則名称) 横浜市契約規則

現行	改正
<p>(第 1 条から第13条の 2 まで省略)</p> <p>(最低制限価格の決定)</p> <p>第13条の 3 市長は、令第167条の10第 2 項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号の定める範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 工事又は製造 (物品の製造を除く。) の請負の契約 予定価格の10分の9.5から<u>10分の 7</u>まで</p> <p>(以下省略)</p>	<p>(第 1 条から第13条の 2 まで省略)</p> <p>(最低制限価格の決定)</p> <p>第13条の 3 市長は、令第167条の10第 2 項の規定により、あらかじめ最低制限価格を設ける場合は、次の各号に掲げる契約の区分に応じ、当該各号の定める範囲内で定めるものとする。</p> <p>(1) 工事又は製造 (物品の製造を除く。) の請負の契約 予定価格の10分の9.5から<u>10分の 7.5</u>まで</p> <p>(以下省略)</p>